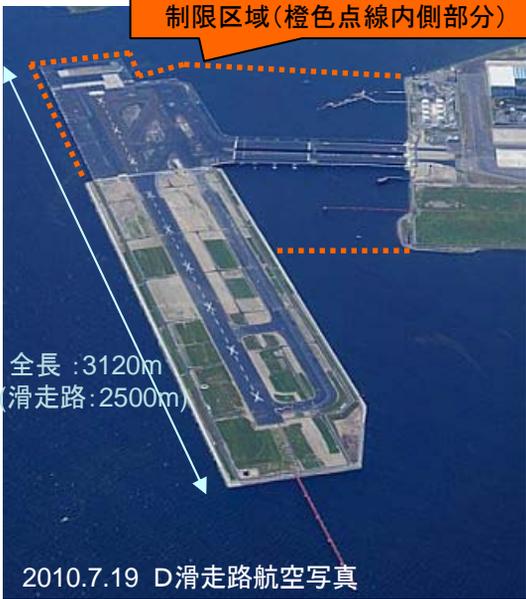


制限区域(橙色点線内側部分)



D滑走路の工事も終盤になり、上空からは滑走路の標識も確認できるようになりました。

さてD滑走路建設に伴い棧橋部分の下に一般船舶が入らないように制限区域を設けることとなります。そこで制限区域の目印となる『灯標』を設置します。今回の日記ではこの灯標の設置工事について紹介します。

埋立部	棧橋部
接続部	連誘部
環境	その他
工種名: 灯標設置工	

灯標の設置は以下の手順で行います。

- ① 予め測量船にて設標したところにクレーン付台船を曳航、係留する。
- ② クレーン付台船にて設標位置を目印としシンカーを海底面まで降ろし、設置位置の水深を確認する。
- ③ シンカーを台船上に再度引きあげ、水深に合わせてチェーン長さを調整してシンカーと灯標本体を結合する。
- ④ クレーン付き台船にて灯標をGPSで誘導し設置する。
- ⑤ 設置後、潜水土にて灯標本体及び水中部のシンカーの玉掛けを外す。
- ⑥ 設置完了後、測量船にて灯標設置位置の確認を行う。

全長21.85mもあります！



制限区域標示灯標 設置施工状況



制限区域標示灯標 設置完了後状況

制限区域標示灯標

浮標設置のながれ

